

## 第2期大山町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
鳥取県大山町

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 大山町の現状

- 1 統計による大山町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 子ども・子育て支援事業の状況・・・・・・・・ 5
- 3 子育て支援に関するアンケート結果・・・・・・・・ 9

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

## 第4章 計画の具体的な取り組み

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## 第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

- 1 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・ 29
- 2 量の見込みについて・・・・・・・・ 29
- 3 就学前児童の人口推計及び年齢毎入所見込み児童数・・・・・・・・ 29
- 4 幼児期の教育・保育・・・・・・・・ 30
- 5 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・ 31
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容・・・・・・・・ 33

## 第6章 計画の進行管理

- 1 計画の進行主体と連携の強化・・・・・・・・ 34
- 2 計画の推進管理・・・・・・・・ 34

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、わが国では、急速な少子化が進み、平成30年の合計特殊出生率は、1.42となっています。

このような中、女性の働き方の多様化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

こうした状況から、国においては社会全体で子ども・子育てを支援するという新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援などを総合的に推進していくことが求められています。

その後も国においては、待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化など子育て支援策を加速化しています。また、子どもの貧困対策においても、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目指しています。

このような状況を踏まえて大山町では、前回計画である「大山町子ども・子育て支援事業計画」で取り組んできた施策を引き継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とした「第2期大山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」とします。

併せて、事業計画に定める施策が、次世代育成支援とも密接に関連することから「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、本計画の策定にあたっては、大山町総合計画（平成28年3月策定）を上位計画とし、大山町地域福祉計画（平成30年3月策定）などの関連計画の内容との整合性を図ります。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とします。

なお、この間にも、社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応するため、必要な見直しを行います。

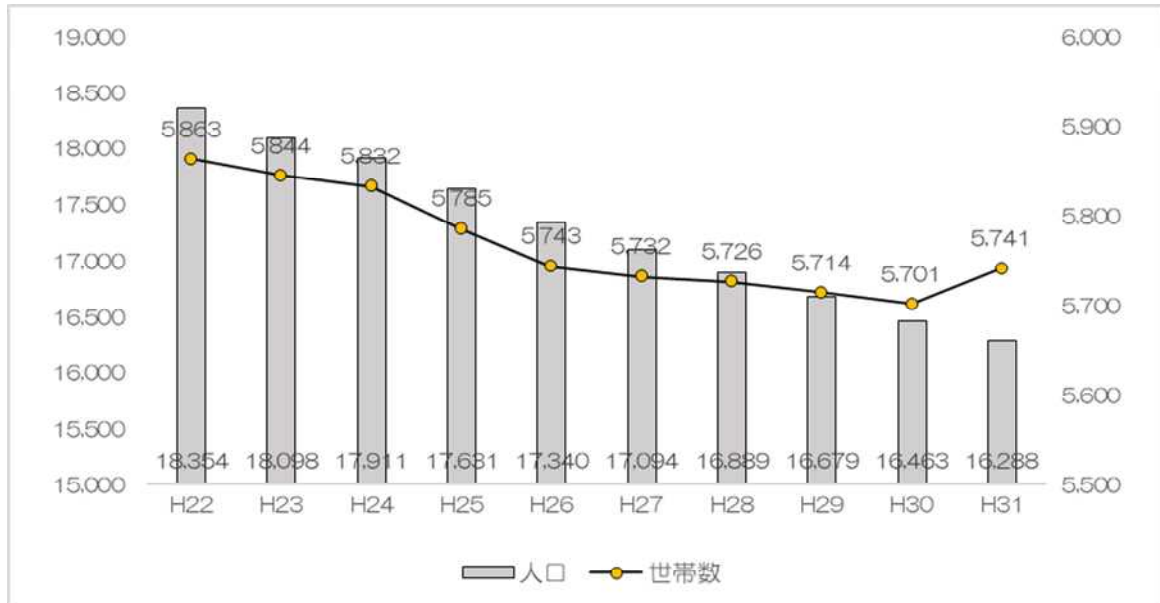
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大山町子ども・子育て支援事業計画					第2期大山町子ども・子育て支援事業計画				

## 第2章 大山町の現状

### 1 統計による大山町の状況

#### (1) 人口と世帯数

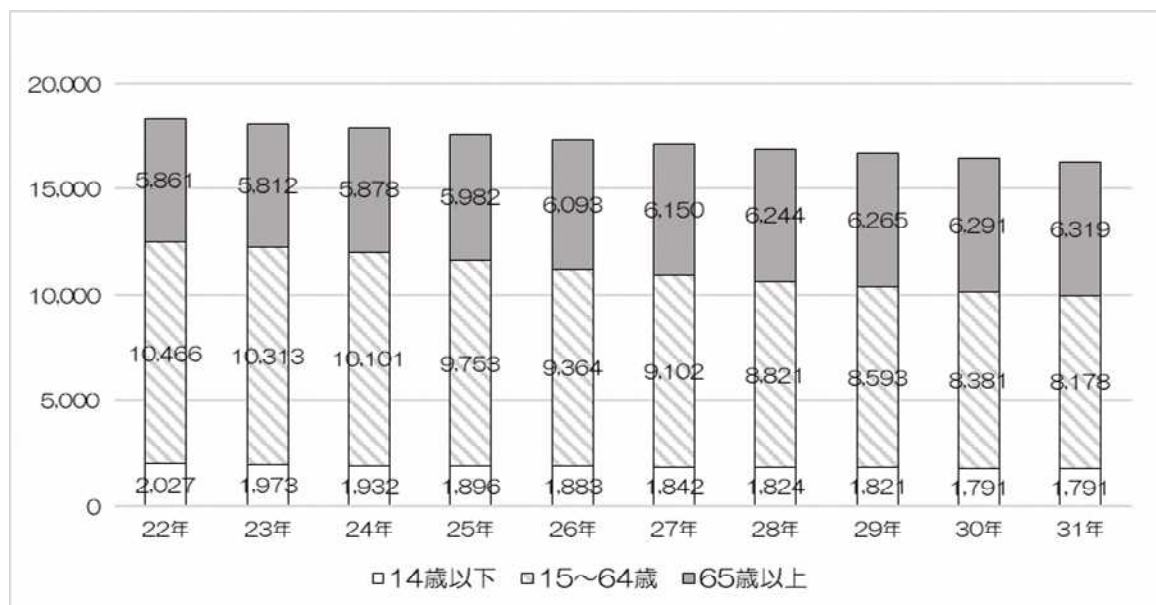
本町の人口、世帯数は年々減少しており、人口は平成22年からの10年間で2,066人、世帯数は122世帯減少しています。一世帯当たりの人員についても、平成22年からの10年間で0.29人減少し、平成31年には2.84人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。



(資料:住基データ 各年3月31日現在)

#### (2) 年齢3区分人口の推移

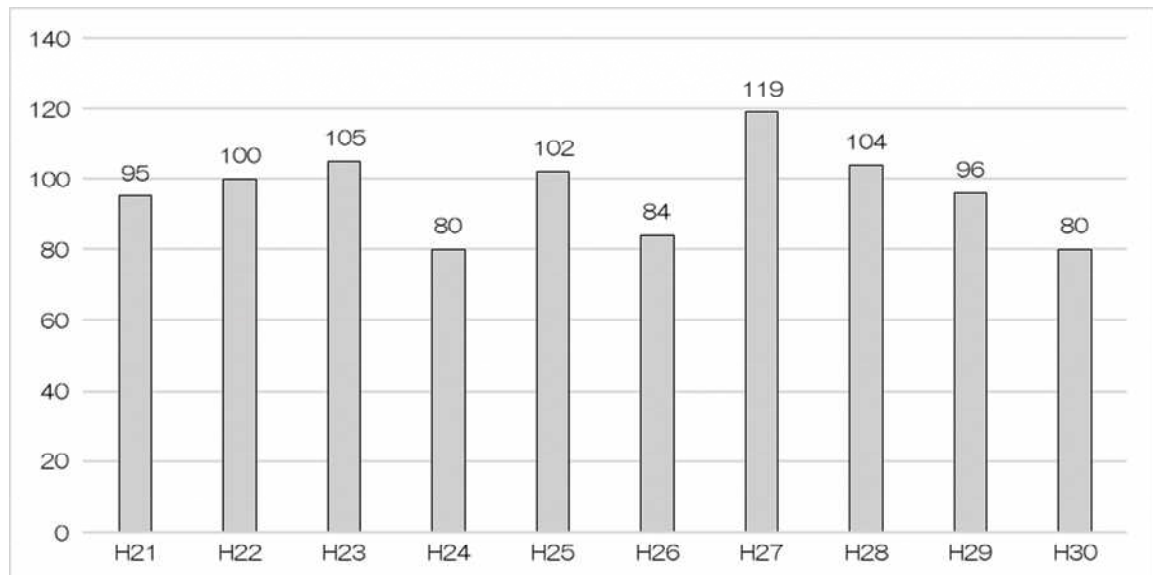
本町の年齢3区分別の人口を見ると65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口は減少しています。



(資料:住基データ 各年3月31日現在)

### (3) 出生数の推移

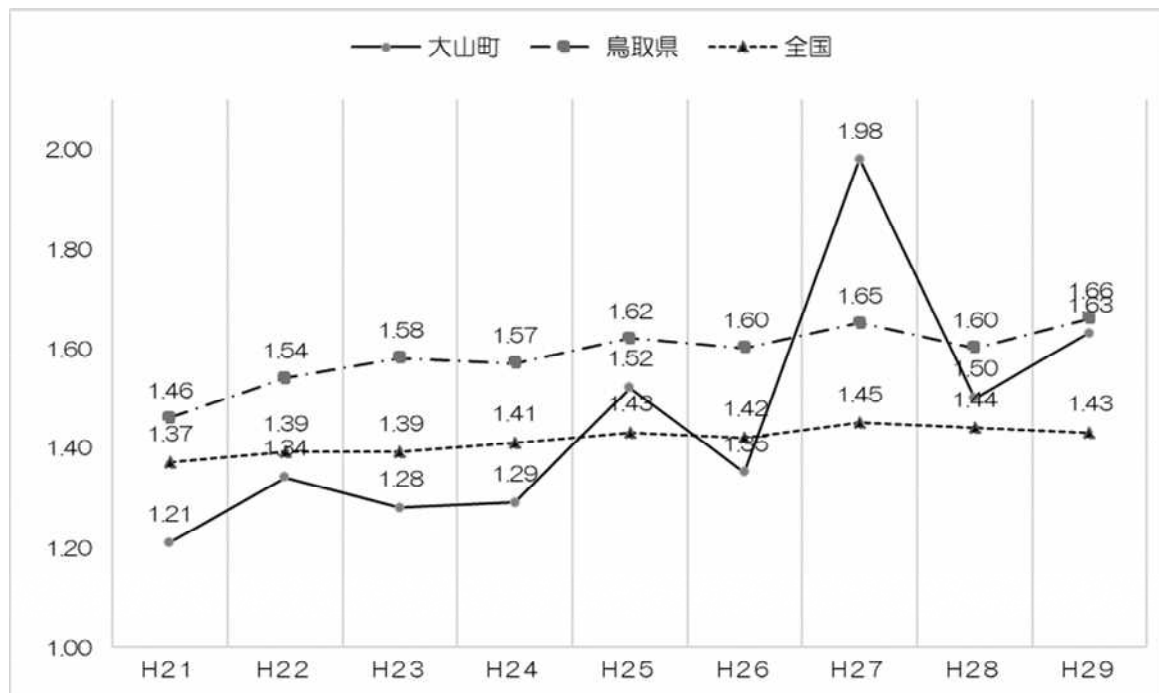
本町の出生数の推移をみると、平成 21 年度以降において、100 人前後で増加と減少を繰り返して推移しており、平成 30 年度では 80 人となっています。



(こども課調べ)

### (4) 合計特殊出生率の推移

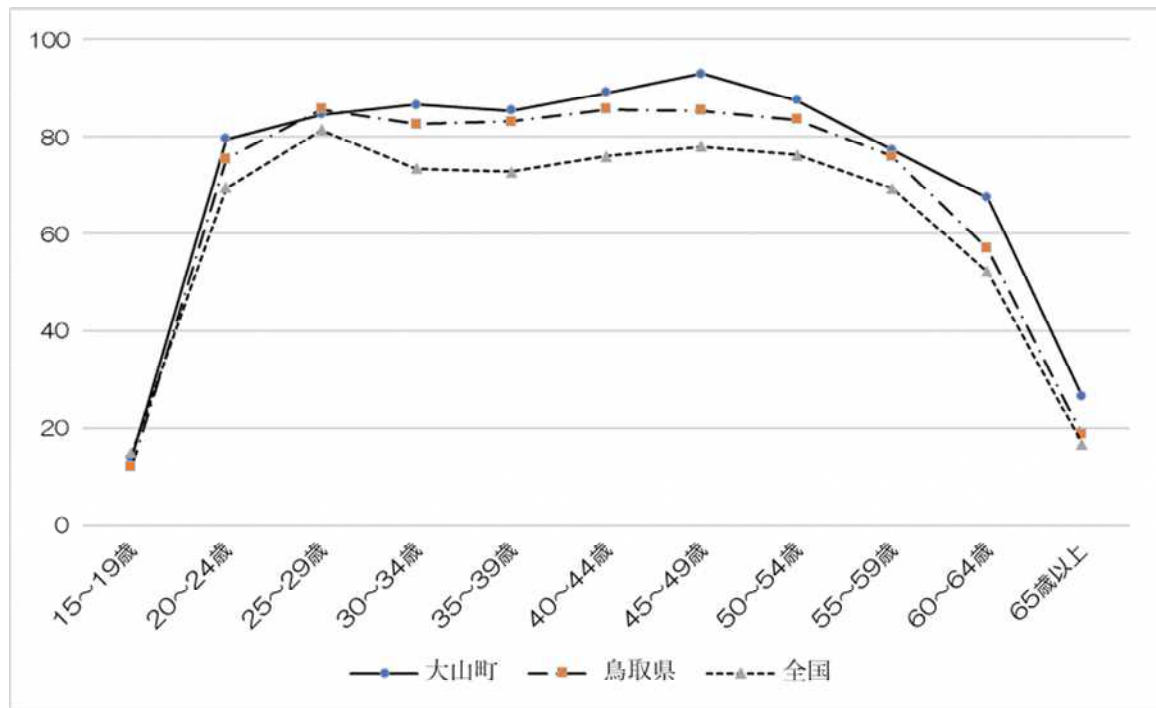
合計特殊出生率は、女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数を示したもので、本町の合計特殊出生率は、平成 29 年で 1.63 となっており、全国の数値は上回っていますが、鳥取県の数値を下回っています。



(資料：人口動態統計)

### (5) 女性の労働力率

本町の女性の労働力率は、全国や鳥取県よりも概ね高く、また女性労働力率が低下するといわれている「出産・育児期」においても、大幅な低下はみられません。



(%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
大山町	13.8	79.5	84.5	86.4	85.3	88.9	92.7	87.4	77.2	67.3	26.5
鳥取県	11.8	75.3	85.5	82.5	83.1	85.5	85.2	83.4	75.9	56.8	18.6
全国	14.7	69.4	81.3	73.4	72.7	75.9	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

(資料：H27年国勢調査)

## 2 子ども・子育て支援事業の状況

平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間として取り組んできた大山町子ども・子育て支援事業計画の主要な子育て支援施策の実績は次のとおりです。

### (1) 保育サービスの状況

#### ①保育所の状況

保育園名	定員 (人)	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜)	受入対象 児 童	特別保育事業
中山みどりの森保育園	120	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~	延長・一時・病後児
名和さくらの丘保育園	150	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~	延長・一時・病後児
大山きゃらぼく保育園	180	7:30~19:00	7:30~18:00	6ヶ月~	延長・一時・病後児
庄内保育所	60	7:30~18:00	7:30~12:00	1歳~	—
大山保育所	60	7:30~18:00	7:30~12:00	1歳~	—

#### ②保育所入所児童の推移

(単位：人)

年 度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H27年度	43	64	72	106	110	105	500
H28年度	68	62	93	88	115	116	542
H29年度	44	98	78	113	91	121	545
H30年度	42	84	108	98	118	94	544

※ 各年度末現在、管外への入所を含む

#### ③保育所別入所児童数の推移

(単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30
中山みどりの森保育園	113	118	132	123
名和さくらの丘保育園	127	147	139	150
大山きゃらぼく保育園	165	174	180	178
庄内保育所	39	44	36	37
大山保育所	46	45	45	39
合 計	490	528	532	527

※ 各年度末現在、管外からの入所除く

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

### ①利用者支援事業

大山町では、平成 27 年 4 月に子育て世代包括支援センター（すくすくおやこステーション）を設置しました。子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業です。

### ②延長保育事業

保護者の仕事や家庭の状況により、通常の保育時間を超えて保育する事業です。

#### ○延長保育事業利用者数

(単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30
中山みどりの森保育園	511	540	962	398
名和さくらの丘保育園	445	501	545	694
大山きゃらぼく保育園	494	547	554	231
合計	1,450	1,588	2,061	1,323

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ○放課後児童クラブ登録者数

(単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30
なかよし	15	24	24	31
なわっ子	21	23	33	31
あすなろ	14	13	21	25
大山	8	9	15	17
大山西	40	42	44	49
合計	98	111	137	153

### ④子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

大山町では、町外の施設 2 か所と委託契約をしていますが、平成 27 年度から平成 30 年度の利用はありませんでした。



### ⑤乳児全戸訪問事業

産後の母子を支援するため、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### ○乳幼児全戸訪問事業による訪問件数 (単位：件)

H27	H28	H29	H30
114	105	99	79

### ⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための訪問支援事業です。

#### ○養育支援訪問事業による訪問件数 (単位：家庭数)

H27	H28	H29	H30
12	12	7	10

### ⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供、その他の援助活動を行う事業です。

#### ○子育て支援センター来館者数 (単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30
子育て支援センターなかやま	1,137	2,330	2,024	1,276
子育て支援センターなわ	4,011	4,165	3,715	1,936
子育て支援センターだいせん	1,744	1,611	1,993	3,293
合 計	6,892	8,106	7,732	6,505

### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった小学校就学前の児童を保育所などの施設で一時的に預かる事業です。

#### ○一時預かり事業利用人数 (単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30
中山みどりの森保育園	104	153	73	124
名和さくらの丘保育園	283	339	107	185
大山きゃらぼく保育園	753	615	214	417
合 計	1,140	1,107	394	726

### ⑨病児保育事業

病気の児童を保護者が家庭で保育することができない場合に預かる事業です。

#### ○病児保育利用者数 (単位：人)

H27	H28	H29	H30
9	12	33	69

### ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と援助を行うことを希望する方（ひきうけ会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

#### ○ファミリー・サポート・センター活動実績 (単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30
ひきうけ会員	59	63	65	72
おねがい会員	149	152	146	151
両方会員	43	39	40	38
活動件数	426 件	338 件	256 件	172 件

### ⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ○妊婦健康診査受診人数 (単位：人)

H27	H28	H29	H30
177	148	140	127

### 3 子育て支援に関するアンケート結果

#### (1) 調査の目的

本調査は、「第2期大山町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、対象となるお子さんの保護者の状況、子育てに関する実態や要望・意見を把握することを目的として実施しました。

#### (2) 調査の概要

調査対象：小学校就学前児童 300 人の保護者（無作為抽出）

調査期間：平成 31 年 1 月 9 日～平成 31 年 1 月 31 日

方 法：町内保育所又は郵送

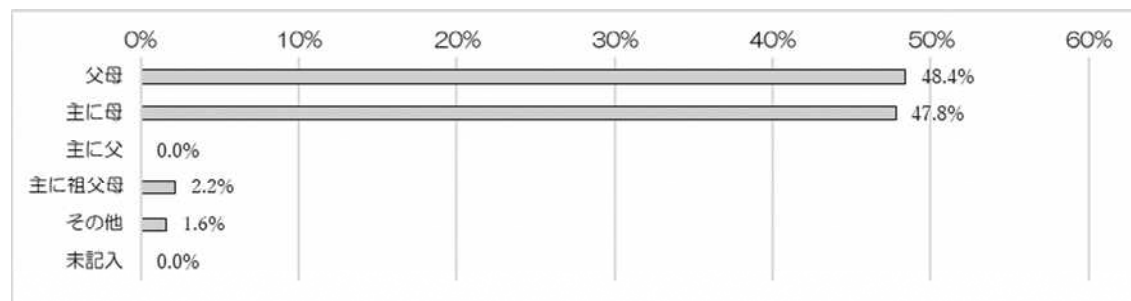
#### (3) 回収結果

本アンケートの回収率は 60.7%でした。

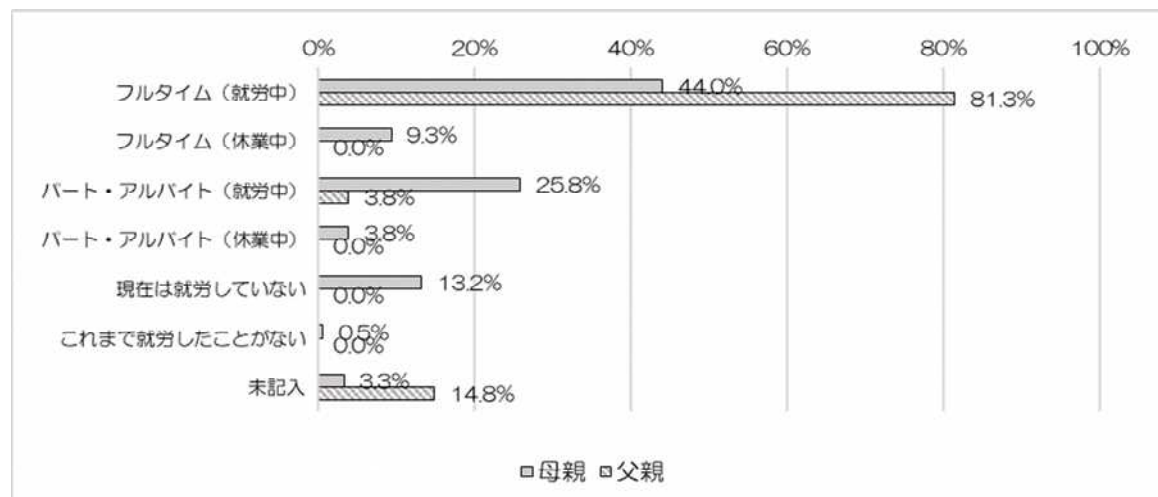
	中山地区	名和地区	大山地区	合計
配布数	67枚	100枚	133枚	300人
回答者数	39人	71人	72人	182人
回収率	58.2%	71.0%	54.1%	60.7%

#### (4) 主な調査結果

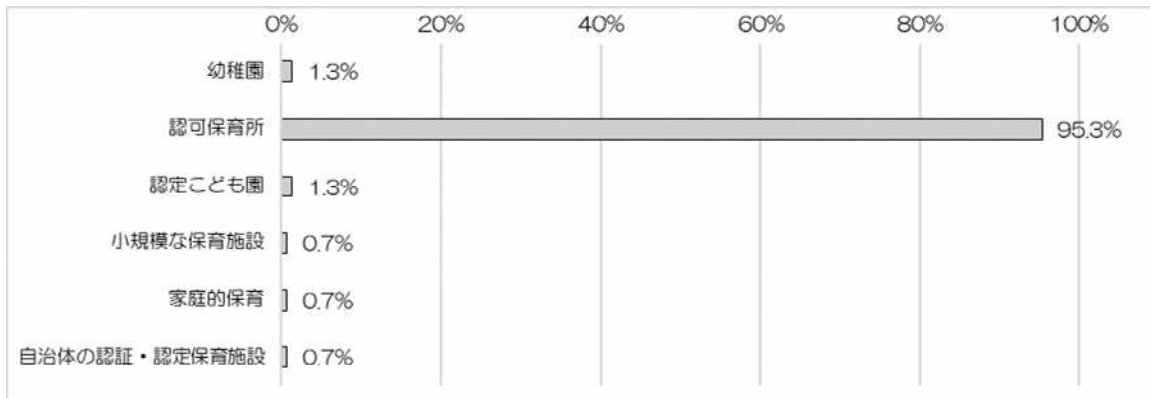
##### 主に子育てを行っている人



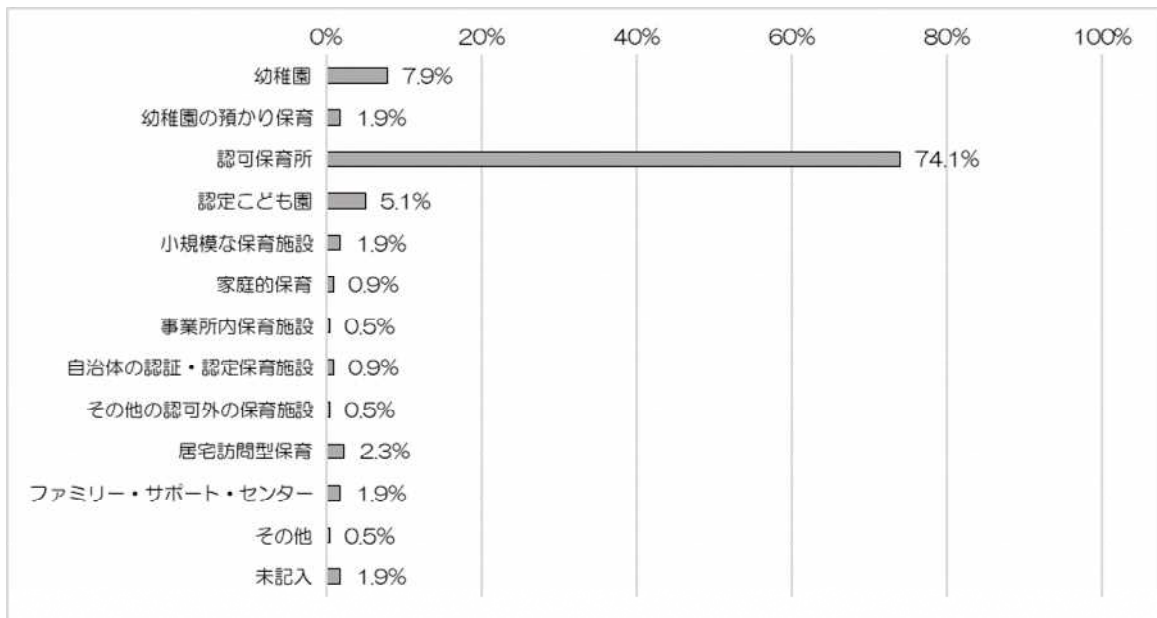
##### 保護者の就労状況



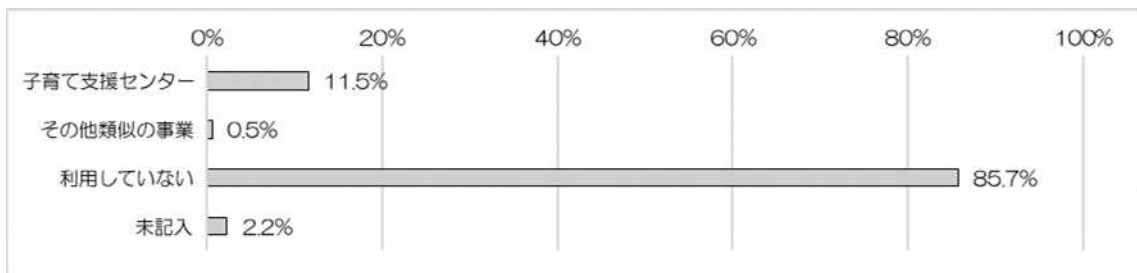
### 平日に定期的に利用している教育・保育事業（現状）



### 平日に利用したい定期的な教育・保育事業（希望）（複数回答可）



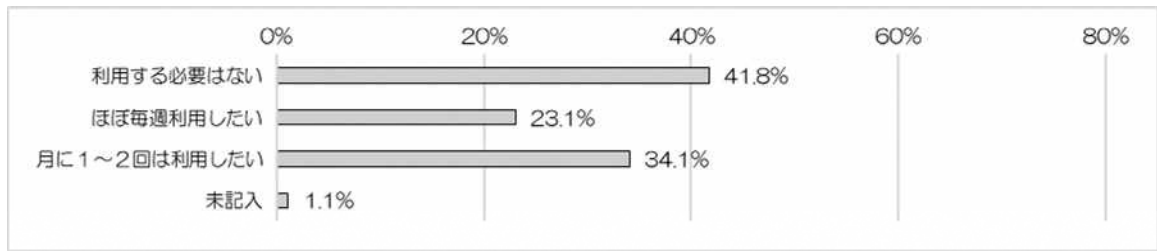
### 子育て支援センターの利用状況



### 子育て支援センターの今後の利用希望



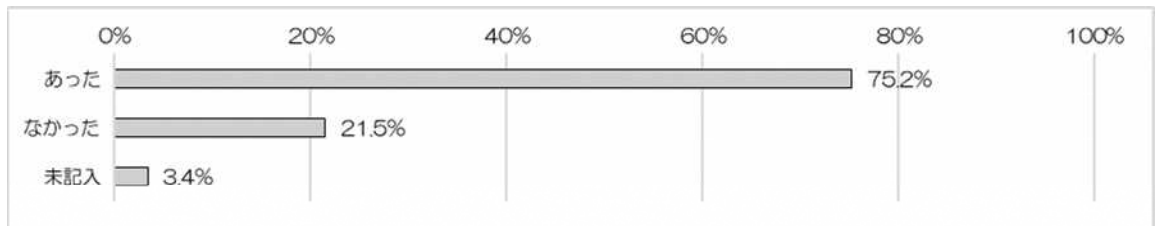
### 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望



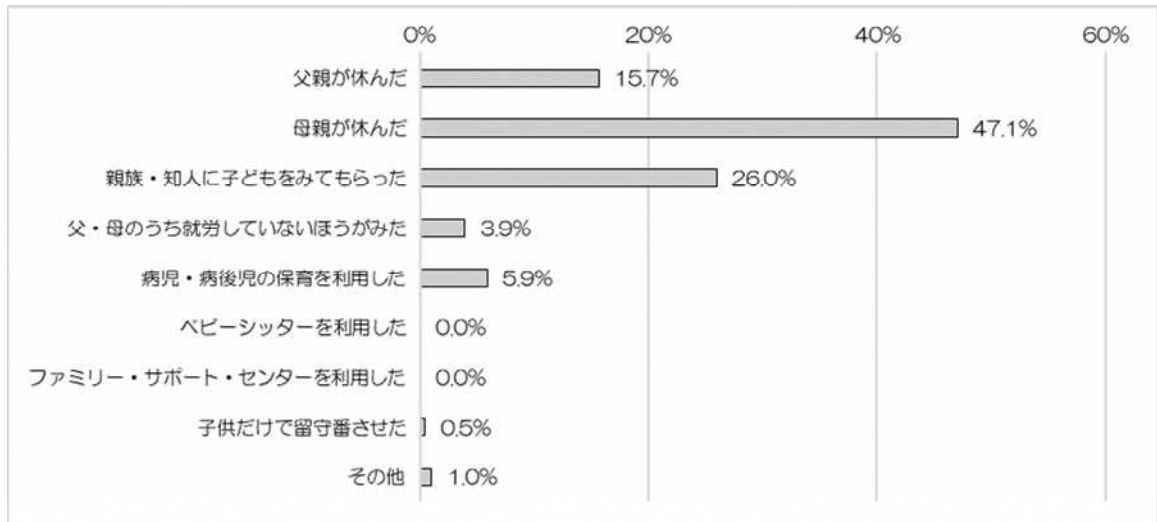
### 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望



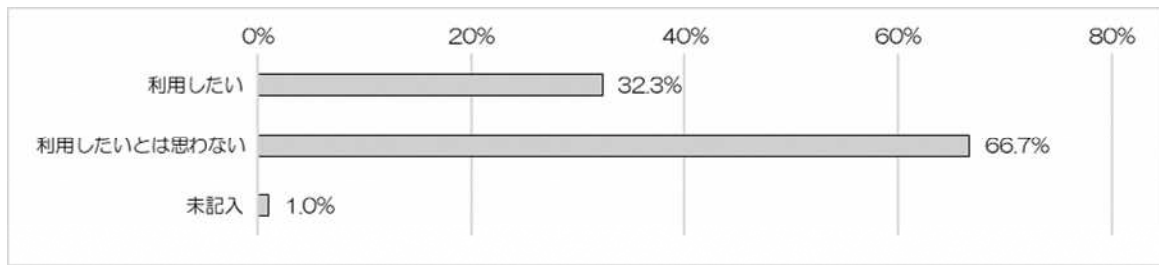
### 子どもの病気・けがで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無



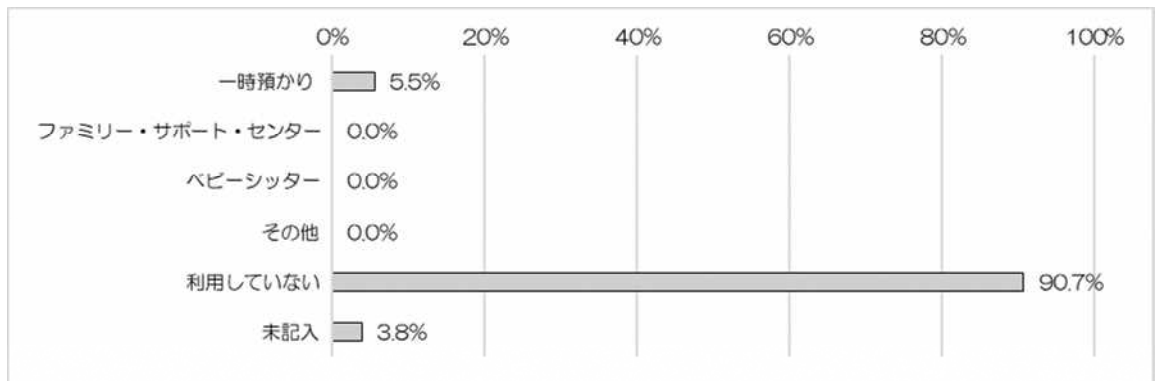
### 子どもの病気・けがで平日の教育・保育事業が利用できなかった場合の対応



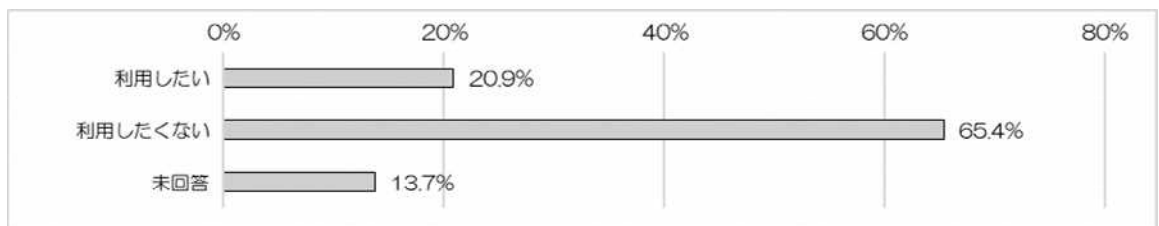
### 病児・病後児保育の利用希望



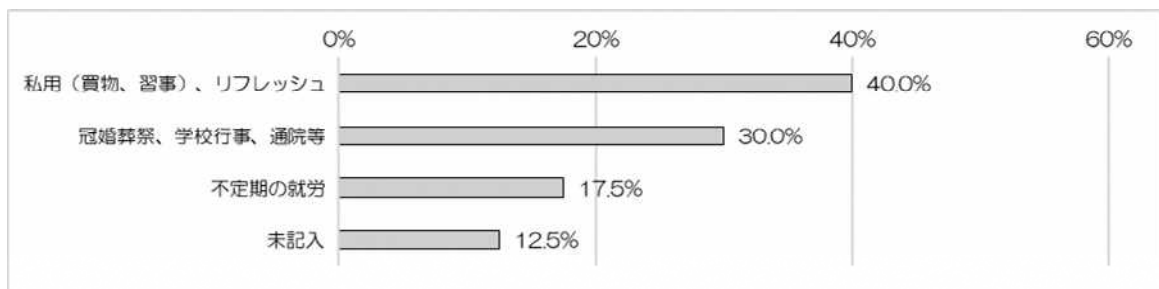
### 不定期に利用している事業



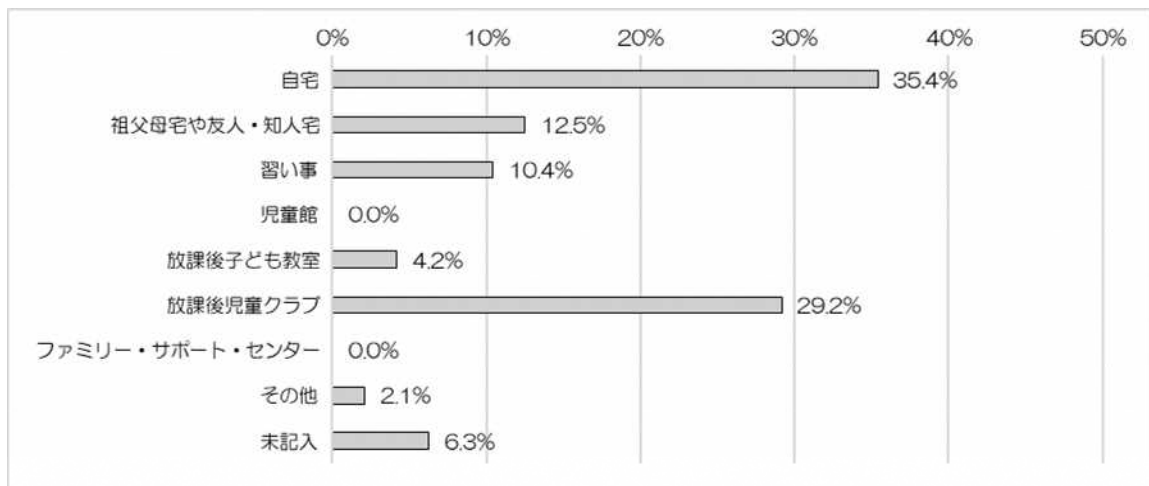
### 不定期の保育事業の利用希望



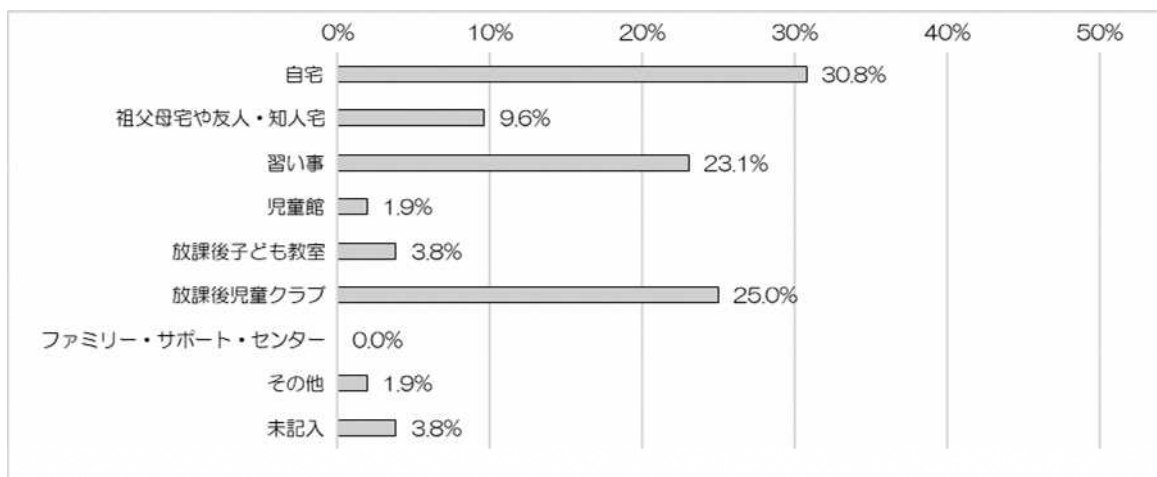
### 不定期に保育事業の利用を希望する理由



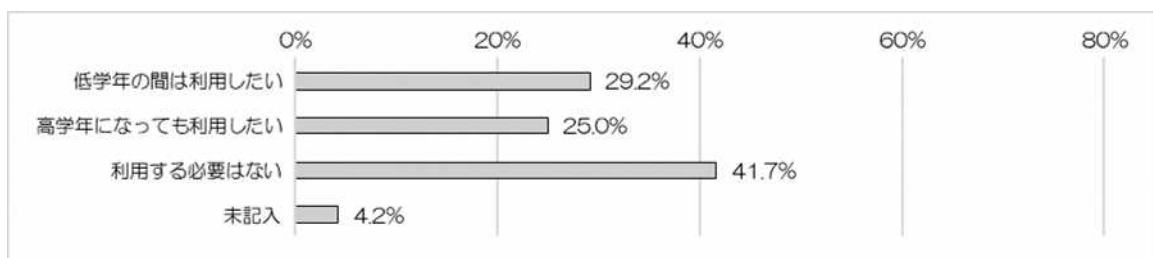
### 小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方（保護者の希望）



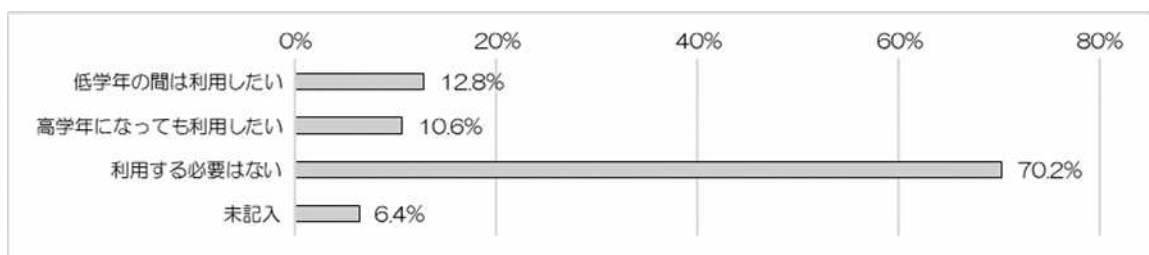
### 小学校高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方（保護者の希望）



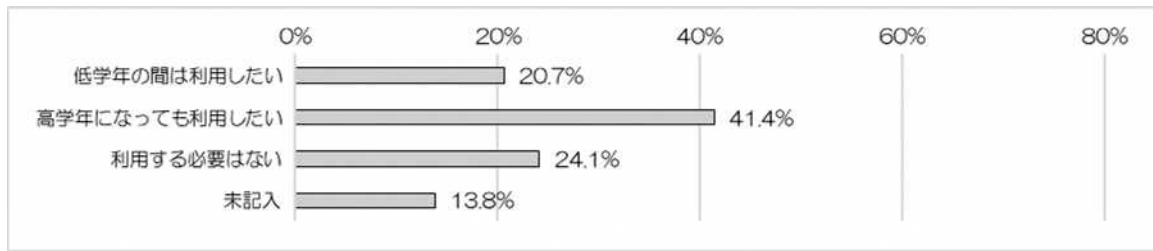
### 土曜日の放課後児童クラブの利用希望



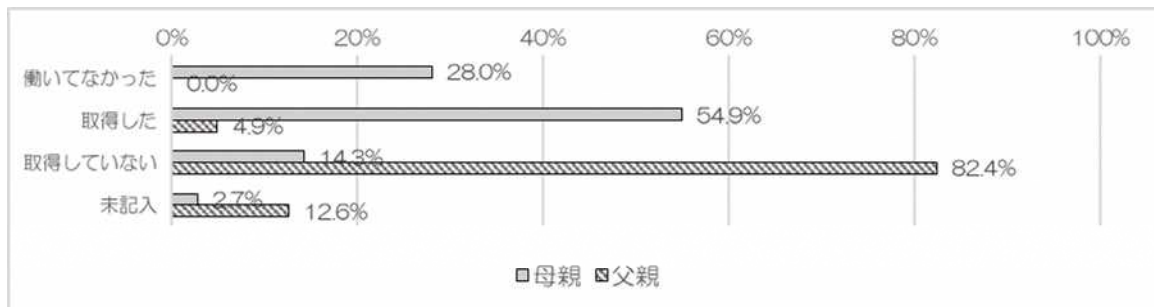
### 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望



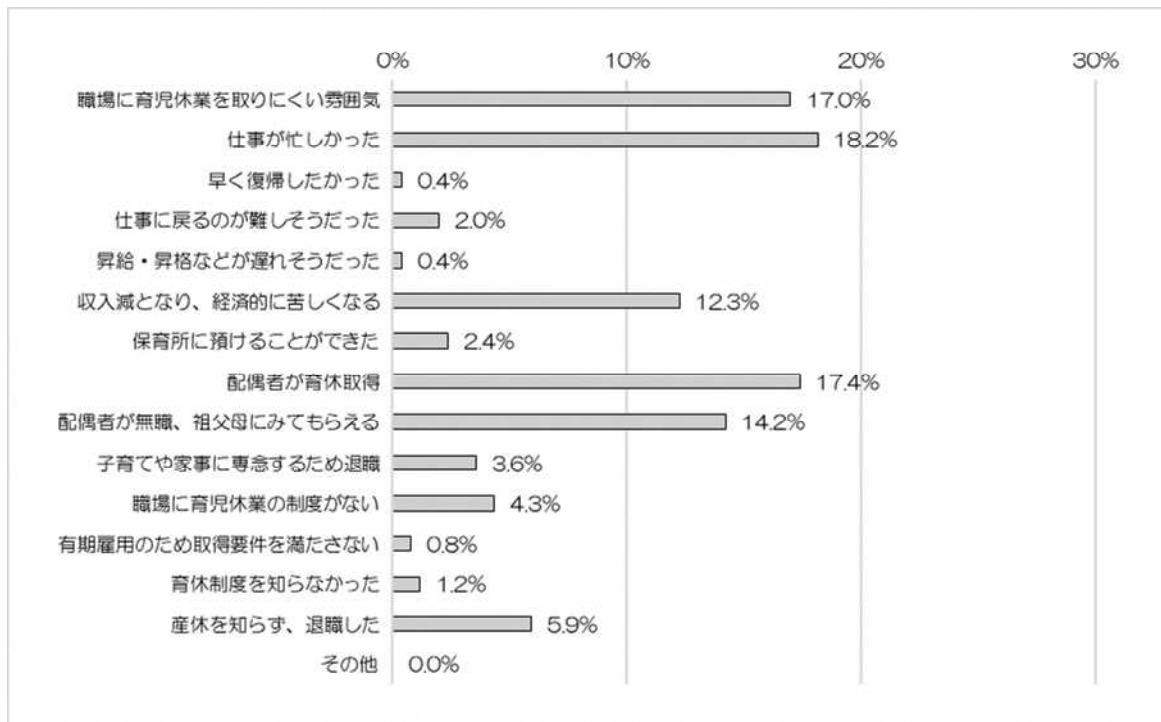
## 長期休暇の放課後児童クラブの利用希望



## 育児休業の取得状況

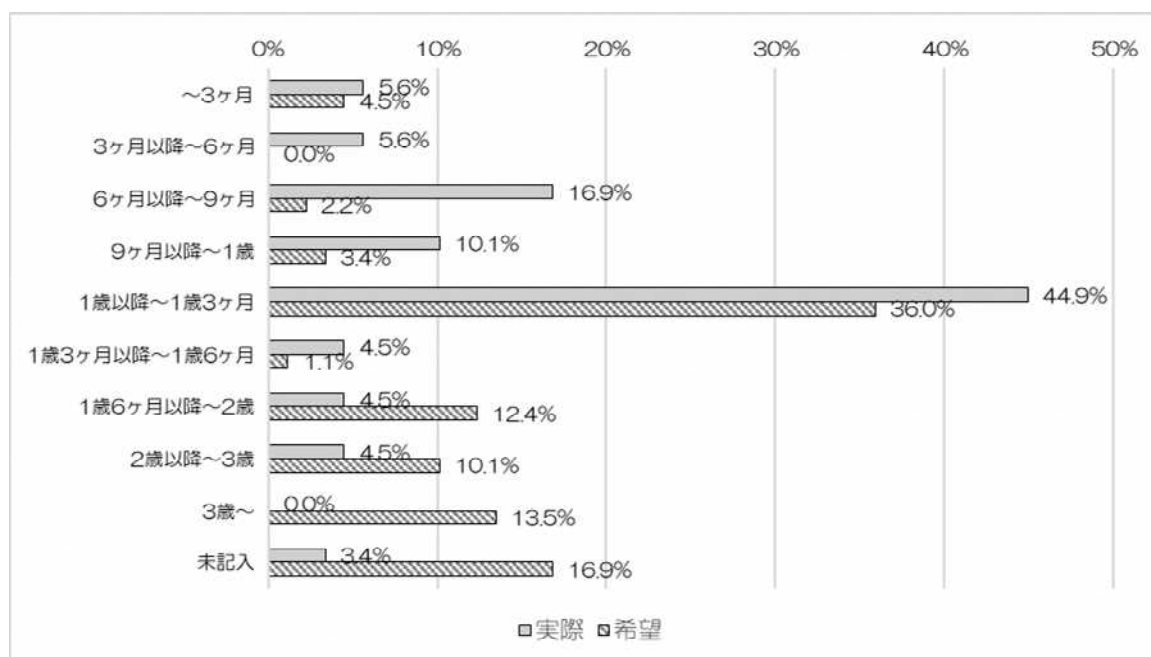


## 育児休業を取得していない理由





## 子どもが何歳の時に復職したか（実態と希望）



## 自由記載

保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日保育に関すること（2件）</li> <li>・休日の園庭開放（2件）</li> <li>・保育時間の延長に関すること（8件）</li> <li>・保育の内容拡充に関すること（3件）</li> <li>・職員の資質向上に関すること（3件）</li> <li>・病児・病後児保育を町内施設で（8件）</li> <li>・保育所と行政の連携（1件）</li> </ul>
教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・習い事に関すること（5件）</li> </ul>
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設時間の延長（4件）</li> <li>・開設場所（2件）</li> </ul>
医療に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に小児科（4件）</li> </ul>
助成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の負担軽減（2件）</li> <li>・オムツ・ゴミ袋代の助成（2件）</li> <li>・家庭保育給付金などの支援（3件）</li> </ul>
子育て環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設、スポーツ施設、公園などの遊び場所（9件）</li> <li>・子育て制度に関する情報提供（6件）</li> <li>・子ども・保護者の仲間づくり・学習の場（3件）</li> <li>・短時間の子どもの預かりについて（5件）</li> <li>・ファミリー・サポート・センターについて（3件）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通について（2件）</li> <li>・図書館の充実（1件）</li> </ul>

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画における子ども・子育て支援については、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保証されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

子育てについての第一義的責任がそれぞれの保護者にあることは言うまでもありませんが、社会や経済状況の変化に伴って、子育て家庭を取り巻く環境は急激に変化し、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、家庭において保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していく必要があります。

そして、こうした取り組みを通じ、安心して新しい家庭を築き、子どもを産み育てたいという希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指し、基本理念を次のように設定します。

### 基本理念

子どもの育ちと子育てを

地域みんなで支え合うまち大山町

～ 一人ひとりの豊かな人生が実現するまちを目指して ～

## 2 基本的視点

基本理念と合わせ、この計画の内容については、以下の視点に立ったものとします。

### (1) 子どもの視点

我が国は、「児童の権利に関する条約」の締結国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが求められています。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

### (2) サービス利用者の視点

少子化、核家族化等に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが重要です。

### (3) 地域みんなで進める子育て

地域においては、子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等が活動するとともに、子育て支援等を通じたボランティア活動を希望する高齢者や育児経験豊かな地域人材も多く、こうした地域の担い手や社会資源を活用することが重要です。その際には、地域と保育所、学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。

## 3 基本目標

### (1) 地域における子育ての支援

広くすべての子育て家庭への支援を行う観点から、第2期大山町子ども・子育て支援事業計画に沿って、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、これらの取り組みに際しては、親が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が必要です。

### (2) 妊産婦と子どもの健康の確保及び支援の充実

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育分野間の連携を図りつつ母子保健施策等の充実に取り組みます。

また、住民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進が重要です。このため、妊産婦等のニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行うことが必要です。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次世代の親を育成する観点から、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育等の取り組みが必要です。

また、保育所・学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

#### **(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進**

仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や意識改革を促進するための広報・啓発、情報提供について、関係機関と連携を図りながら積極的に推進します。

また、保育サービスの充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

#### **(5) 子どもの安全の確保**

子どもを交通事故から守るため、警察、道路管理者、保育所、学校、交通安全協会等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、子どもを犯罪等から守るため、関係機関等と連携し子どもたちを地域全体で見守る活動を推進します。

#### **(6) 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進**

虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待の予防に努めます。

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策及び経済的支援策等について、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

また、障がい等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・保健・教育等の各種施策の円滑な連携を図ります。

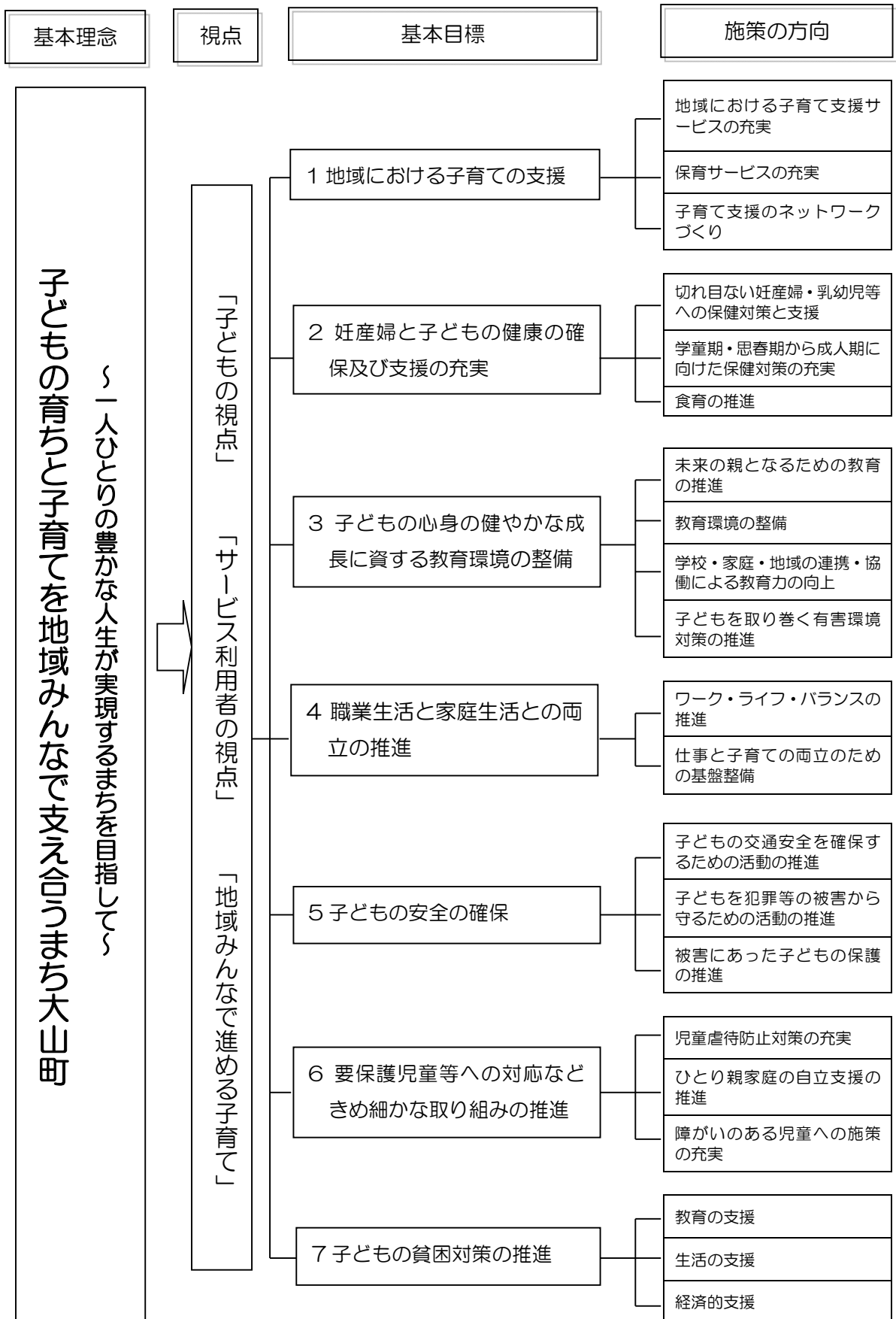
#### **(7) 子どもの貧困対策の推進**

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、関係機関との連携を図るとともに支援が必要な保護者を把握し、経済的支援はもとより、生活支援、教育支援、ひとり親世帯への相談支援など、継続的かつ包括的なサポート体制づくりを推進します。

## 第4章 計画の具体的な取り組み

### 1 施策の体系



## 2 具体的な取り組み

### (1) 地域における子育ての支援

#### ① 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関わる負担感、不安感、孤立感を解消し、身近な場所で適切な子育て支援サービスが受けられるよう、相談支援体制の強化を行うとともに地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

##### 【具体的な取り組み】

- ・地域子育て支援センターの充実
- ・子育てサークルの活動支援
- ・一時預かり事業
- ・短期子育て支援事業
- ・利用者支援事業
- ・放課後児童クラブ
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・児童館及び公民館事業
- ・子育て相談の実施

#### ② 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、第2期大山町子ども・子育て支援事業計画に沿って、必要な措置の実施に努めます。

##### 【具体的な取り組み】

- ・保育所整備
- ・乳児保育
- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・病児保育
- ・病後児保育
- ・園開放事業

#### ③ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、子育て支援関係機関（地域子育て支援センター、保育所、学校、児童館、公民館、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、子ども会、子育てサークルなど）のネットワーク化による子育て支援体制の充実を図り、地域全体で連携と情報の共有を図ります。

##### 【具体的な取り組み】

- ・子ども・子育て会議の設置
- ・地域子育て支援センターを中心にした地域活動団体、ボランティア団体との連携推進
- ・地域子育て支援センターでの子育て相談等の開催

- ・子育て支援に関する情報の提供

## (2) 妊産婦と子どもの健康の確保及び支援の充実

### ① 切れ目ない妊産婦・乳幼児等への保健対策と支援

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供します。

また、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう保健指導等の充実を図ります。

特に、親の育児不安の解消を図るため、産後ケア、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談支援体制の整備を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産後健診、乳幼児健診の実施
- ・5歳児健診、歯科検診・フッ素塗布の実施
- ・妊婦訪問
- ・新生児訪問、乳児全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・未就園児家庭訪問
- ・子育て世代包括支援センター（すくすくおやかステーション）の設置及び相談事業の実施
- ・助産師による相談事業
- ・妊産婦の交流事業
- ・産後ケア事業

### ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自死や性、不健康やせ等の思春期における課題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識し保健対策の充実等を進めることが重要です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・喫煙、薬物及び性に関する教育
- ・学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成
- ・地域における相談支援体制の充実
- ・中学校での出張ヘルスアップセミナーの開催

### ③ 食育の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状に鑑み、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めることが重要です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ 離乳食講習会、幼児食講習会の開催
- ・ 地域子育て支援センターにおける保護者への啓発
- ・ 減塩味噌汁の試飲
- ・ 保育所における菜園活動
- ・ 保育所におけるキッズクッキング
- ・ 児童館、公民館、放課後児童クラブ等での調理実習
- ・ 中学校での出張ヘルスアップセミナーの開催

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ① 未来の親となるための教育の推進

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要です。

特に、中学生等が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを推進することが必要です。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ 保育所、学校、子育て支援センターなどを活用した児童・生徒が乳幼児と触れ合う機会の提供
- ・ 中学生と赤ちゃんの交流事業

#### ② 教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、教育環境の整備に努めることが必要です。

保育所では、基本的な生活習慣の習得と、集団生活の中で必要な思いやりや協調性を育てる保育、小学校につながる幼児教育を推進するため、職員の資質向上に努めます。

学校では、一人ひとりの個性・能力・興味・関心等に応じた教育を推進するため、少人数指導や教員の資質向上等に努めます。

また、子どもたちが伸び伸びと育つ環境の実現をめざし、いじめ、不登校などの問題に対応するため教育相談体制の充実を図り、きめ細かな指導体制づくりや学級経営の改善を推進します。

さらに、保・小・中の交流や連携を強化し、保育所から小学校、中学校へのスムーズな移行を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ 基本的な生活習慣習得のための指導
- ・ 保育所における野外活動や自然体験活動の推進
- ・ 保育所におけるランニング、体操、リズム運動、雑巾がけなどによる基礎体力づくり
- ・ 保育所における脳トレーニング、外国語活動の充実
- ・ 学校における学習意欲を高めるための指導の工夫改善
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用



- 学校内外における相談体制の確立
- 教育支援センター・寺子屋による不登校児童生徒への指導・支援の充実
- 学校図書館の充実
- 特別支援教育の推進体制整備
- 保育所と小学校・中学校との交流促進

### ③ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

妊娠期から学齢期以降までの育児期にわたる切れ目ない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と関係部局の間、関係機関や関係者の間で支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図りつつ、家庭教育支援を充実することが重要です。

また、子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を理解・尊重し、夢や目標、主体的な学びの意欲を持って生きることができるよう、学校、家庭及び地域が相互に連携し、社会全体で取り組むことが重要です。学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが、子どもたちの育ちに積極的に関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力や主体的に課題に関わる力を育成します。

#### 【具体的な取り組み】

- 妊娠、出産、育児に関するセミナーの開催
- 保育所、地域子育て支援センター等での子育て講座、子育て講演会の開催
- 子育てサークルの活動支援
- 中学生と赤ちゃんの交流事業
- ブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業
- アートスタート事業
- 児童を対象に優れた芸術を鑑賞する機会の提供
- 保育所、学校、小・中学校 PTA その他関係団体による人権学習の推進
- 地域ボランティアの協力によるスポーツ、文化、自然体験などさまざまな体験活動
- ボランティア活動、職場体験など学校と地域が連携した取組
- 子ども会活動及び育成会活動による世代間交流の推進
- 学校施設の地域開放

### ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要になってきました。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに SNS 等に起因する子どもの性被害等が問題となっています。学校、PTA 等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするため、保護者及び青少年への情報モラルについて啓発を推進することが重要です。

【具体的な取り組み】

- ・講演会等で啓発
- ・青少年育成大山町民会議を中心に関係機関、団体との連携による研修機会の提供や啓発

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。こうした取り組みについては、県や関係団体と連携・協力し、労働者、事業主、地域住民の理解や意識改革を促進するための広報や啓発を積極的に行います。

また、法律や子育てと仕事の両立支援に関する制度についての広報や啓発のほか、相談体制の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- ・職場や地域における男女共同参画を進めるための講座の充実
- ・育児休業制度等の普及・啓発
- ・企業の仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくり及び家庭教育支援となる職場環境づくりの取り組み支援と啓発

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービス及び放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センターの利用促進等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

【具体的な取り組み】

- ・延長保育、乳児保育の実施
- ・病児・病後児保育の充実
- ・一時預かり事業の実施
- ・放課後児童クラブの充実
- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実

(5) 子どもの安全確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所、学校関係者、警察、関係機関・団体、交通安全指導員、ボランティアなどが連携し、対象年齢に合わせた参加・体験・実戦型の交通安全教育、意識啓発、地域の指導者育成を行います。

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るためには、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、チャイルドシートの購入補助を行うことによりチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・子どもの交通安全教育の推進
- ・自転車安全利用の推進
- ・交通安全教育指導者、推進者の育成
- ・交通危険箇所の把握と関係機関による対策協議
- ・街灯や歩道等通学路の整備
- ・チャイルドシートの購入補助
- ・チャイルドシートの正しい使用の啓発

#### ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

道路・公園・公衆便所・公共住宅などの公共施設においては、子どもが犯罪に遭わないよう防犯設備の設置などの環境整備をするとともに、子どもたちを地域全体で見守る活動を推進します。

また、妊産婦や乳幼児連れ等全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差解消等のバリアフリー化の推進に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・学校付近や通学路等における PTA 等の学校関係者と連携したパトロール活動
- ・子ども見守り隊の体制強化
- ・青少年育成大山町民会議や大山地域安全パトロール隊などのボランティアによる自主的な防犯活動の支援
- ・保護者、警察、関係機関の不審者情報の共有
- ・保護者や協力団体などによる登下校時における見守り、巡回活動の推進

#### ③ 被害にあった子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

#### 【具体的な取り組み】

- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・心の健康相談
- ・要保護児童対策地域協議会における連携体制の強化

#### (6) 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

##### ① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、産後の初期段階における支援等支援を必要とする子どもや妊産婦への支援を行います。あわせて、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の必要な支援につなげます。

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センター、乳幼児健診の場、地域子育て支援センター、保育所、学校等活用して普及啓発活動を行う。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化を進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・要保護児童対策地域協議会の活動強化
- ・子育て世代包括支援センター（すくすくおやこステーション）による相談支援、訪問活動
- ・社会的養護施設との連携
- ・児童虐待対応関係者の資質向上に向けた研修
- ・子育て支援の情報発信の強化

### ② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら、自立した生活を営めるよう多様な保育サービスの提供や子育てサービスの充実を図るとともに、就労や子育て等に関する様々な悩みについての相談対応、支援策等に関する情報提供に努めます。

また、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・多様な保育サービスの提供（延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育）
- ・放課後児童クラブの充実
- ・地域子育て支援センターの充実
- ・子育て世代包括支援センター（すくすくおやこステーション）の相談事業
- ・短期子育て支援事業
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給
- ・災害遺児手当の支給
- ・母子会への支援
- ・日常生活支援事業など各種支援事業の情報提供
- ・養育費相談支援センターとの連携・情報提供の推進
- ・子育て支援の情報発信の強化
- ・児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付等各種支援施策の情報提供

### ③ 障がいのある児童への施策の充実

乳幼児期から学齢期、就労の段階まで特別な支援を要する子どもに対して、個別・具体的に系統だった一貫した支援を行うため、保健・福祉・医療・教育・雇用などの関係機関の連携を図ります。

療育に関わる関係機関との連携強化を図るとともに、発達支援の必要な子どもに日常的

に関わる教員、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童への対応については、保護者や関係機関との連携、情報共有を図るとともに、適切な職員配置及び職員の資質向上に努めます。

また、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう支援体制の構築に向け取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・妊婦及び乳幼児に対する健康診査の実施による早期発見、早期支援
- ・新生児聴覚検査の費用助成による早期発見、早期支援
- ・保育士、放課後児童クラブ指導員に対する研修の充実
- ・乳幼児期からの教育相談等の実施
- ・保健・医療・福祉・教育等の円滑な連携による在宅支援の充実
- ・自立支援医療の給付
- ・公共的施設のバリアフリー化の促進
- ・個別のニーズに応じた支援の推進

### (7) 子どもの貧困対策の推進

#### ① 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、福祉事務所や社会福祉協議会とも連携し、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行います。

#### 【具体的な取り組み】

- ・幼児教育・保育の安定的な提供
- ・少人数学級等のきめ細かな指導
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実
- ・就学援助制度
- ・図書館機能の充実
- ・学習支援事業への誘導

#### ② 生活の支援

貧困世帯が、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことのないよう、相談事業の充実を図ることなどにより、子ども及びその保護者の生活支援に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

- ・子育て世代包括支援センター（すくすくおやこステーション）による妊娠・出産・育児に関する相談
- ・幼児教育・保育の安定的な提供
- ・放課後児童クラブ、学習支援事業等の充実

- ・生活保護による生活・就労支援
- ・自立相談支援事業への誘導

### ③ 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があります。

#### 【具体的な取り組み】

- ・保育料の無償化
- ・子育てに係る経済的負担の軽減
- ・給食費の助成
- ・医療費助成
- ・就学援助制度
- ・家計相談支援事業への誘導

## 第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画に定めるべきものとして、地理的条件や人口、交通事情など地域の実情に応じて保護者や子どもが家から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとされています。

本町の教育・保育提供区域は、全町で1区域とします。

### 2 量の見込みについて

子ども・子育て支援事業計画においては、事業計画期間中の各年度の教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みを定めることとされています。

この量の見込みの算出に当たっては、平成31年1月に本町で実施したアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、整合性等検証しながら修正を行いました。

### 3 就学前児童の人口推計及び年齢毎入所見込み児童数

歳	R2		R3		R4		R5		R6	
	推計児童	入所見込	推計児童	入所見込	推計児童	入所見込	推計児童	入所見込	推計児童	入所見込
0	83	49	80	50	79	50	78	50	76	50
1	84	72	90	80	86	76	85	75	84	73
2	107	93	87	82	93	87	89	85	88	83
3	127	121	112	107	91	86	98	94	93	89
4	142	138	133	129	118	114	96	93	103	100
5	111	109	146	144	137	136	122	121	99	98
合計	654	582	648	592	604	549	568	518	543	493

※推計児童数は住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

#### コーホート変化率法とは

同年（または同期間）に出生した集団をコーホートといい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

## 4 幼児期の教育・保育

### (1) 認定区分

町内に居住する就学前の子どもについて、現在の保育園等の利用状況と利用希望を踏まえ、国の定める以下の区分で設定し、認定区分ごとに確保方策を計画します。

認定区分	対象	利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合）	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で保育を希望する場合（保護者それぞれが保育が必要な事由に該当する場合）	保育所 認定こども園

### (2) 量の見込みと確保内容

近年、拠点3保育所では入所児童数が増加し、定員を上回る状況が発生しています。特に大山きゃらぼく保育園では、未満児の保育室の手狭さ感が継続しています。

また、本町では人口減少対策として、宅地開発等の施策を推進しており、子育て世帯が転入しようとしたとき、保育所の入所が円滑にできる環境づくりが必要です。そこで、大山きゃらぼく保育園の保育室の手狭さ感を解消するとともに、年度途中の転入児童の受け入れができるよう様々な施策を検討します。

#### ① 1号認定（3～5歳児 幼児期の学校教育のみ） (人)

		R2	R3	R4	R5	R6
推計児童		380	391	346	316	295
量の見込み		2	2	1	1	1
確保内容	幼稚園 認定こども園	町外	町外	町外	町外	町外

#### ② 2号認定（3～5歳児 保育の必要性あり） (人)

		R2	R3	R4	R5	R6
推計児童		380	391	346	316	295
量の見込み		368	380	336	308	287
確保内容	保育所	368	380	336	308	287

#### ③ 3号認定（0～2歳児 保育の必要性あり） (人)

		R2	R3	R4	R5	R6
推計児童		274	257	258	252	248
量の見込み		214	212	213	210	206
確保内容	保育所	214	212	213	210	206



## 5 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を利用希望や現在の利用状況を踏まえて設定します。

### (1) 利用者支援事業

子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業です。多様化する利用者のニーズに対応し、関係機関と連携を図り、利用者に必要な情報を提供していきます。

(単位：設置数)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (2) 延長保育事業

保護者の仕事や家庭の状況により、通常の保育時間を超えて保育する事業です。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1,200	1,140	1,020	1,020	960
確保内容	1,200 (3か所)	1,140 (3か所)	1,020 (3か所)	1,020 (3か所)	960 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査数値

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	159 (5か所)	157 (5か所)	170 (5か所)	178 (5か所)	177 (5か所)
確保内容	159 (5か所)	157 (5か所)	170 (5か所)	178 (5か所)	177 (5か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査において実績値との乖離が著しいため、過去3年間の児童クラブの登録率の平均値をR2年度～R6年度の推計児童数に乗じて算出

### (4) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	—	—	—	—	—
確保内容	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

※量の見込みにおいて、ニーズ調査では0人。また、今まで利用実績もないが、今後、緊急で利用するケースも考えられることから、町外の2施設と委託契約を継続

### (5) 乳児全戸訪問事業

産後の母子を支援するため、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：件)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	83	80	79	78	76
確保内容	83	80	79	78	76

※量の見込みについては、H29年度までの出生率をもとに出生数を推計

### (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための訪問支援事業です。

(単位：家庭数)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	11	11	11	11	11
確保内容	11	11	11	11	11

※量の見込みについては、これまでの実績から推計値（平均値）を算出

### (7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助活動を行う事業です。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	5,796 (3か所)	5,436 (3か所)	5,460 (3か所)	5,340 (3か所)	5,244 (3か所)
確保内容	5,796 (3か所)	5,436 (3か所)	5,460 (3か所)	5,340 (3か所)	5,244 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査数値

### (8) 一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった小学校就学前の児童を保育所などの施設で一時的に預かる事業です。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1,140 (3か所)	1,117 (3か所)	1,073 (3か所)	1,048 (3か所)	1,031 (3か所)
確保内容	1,140 (3か所)	1,117 (3か所)	1,073 (3か所)	1,048 (3か所)	1,031 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査において、実績値との乖離が著しいため実績からの推計値を算出

### (9) 病児保育事業

病気の児童を保護者が家庭で保育することができない場合に預かる事業です。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	69 (3か所)	68 (3か所)	62 (3か所)	56 (3か所)	51 (3か所)
確保内容	69 (3か所)	68 (3か所)	62 (3か所)	56 (3か所)	51 (3か所)

※量の見込みについては、ニーズ調査において、実績値との乖離が著しいためこれまでの実績から推計値を算出

### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と援助を行うことを希望する方（ひきうけ会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(依頼件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	298	298	298	298	298
確保内容	298	298	298	298	298

※量の見込みについては、ニーズ調査において、実績値との乖離が著しいためこれまでの実績から推計値（平均値）を算出

### (11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	123	119	117	116	113
確保内容	123	119	117	116	113

※量の見込みについては、実績及び今後の出生見込みから推計値を算出

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案した給付を実施します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

### 2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。点検・評価にあたっては、「大山町子ども・子育て会議」が行い、施策の改善につなげます。

#### 大山町子ども・子育て会議委員

氏名	区分	団体期間・役職名等
山根 歩	保護者	子育てサークル代表
高見 みや	保護者	中山みどりの森保育園保護者会代表
沼本 直樹	保護者	小中学校 PTA 連絡協議会代表
森田 由美子	子ども子育てに関する事業に従事する者	名和さくらの丘保育園長
西尾 紀美恵	子ども子育てに関する事業に従事するもの	子育て支援センター代表
小谷 篤子	学識経験を有するもの	主任児童委員
山根 伸彦	学識経験を有するもの	小学校長代表
鷺見 寛幸	行政機関の職員	教育長
金田 夏美	行政機関の職員	保健師
小谷 章	町長が必要と認めるもの	副町長

## 第2期大山町子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和2年3月  
発 行 者 鳥取県大山町  
問合せ先 大山町役場こども課  
〒689-3211  
鳥取県西伯郡大山町 467 番地  
保健福祉センターなわ  
Tel 0859-54-5205